

令和5年度 第4回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年1月18日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （1）龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正及び国民健康保険税条例の改正内容
について

3. 報 告

- （1）その他

4. 閉 会

令和5年度 第4回
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年1月18日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正について

① 前回(12月開催)までの審議・協議事項

■ 応能・応益比

- ・ 令和6年度の改正にあたっては、現行税率と同じ「55:45」の比率を用いることに決定

■ 基金繰入・改正税率

- ・ 基金繰入額は、国保制度の安定運営と被保険者の税負担軽減を図るべく5千万円から1億円を目安とすること
- ・ 改正税率は、令和6年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果から総合的に議論すること

② 令和6年度国民健康保険事業費納付金(本算定)結果

- ・ 仮算定から▲900万円の「前年比 約▲3,520万円」と前年度と同水準で高止まりの傾向に

【参考】年度別納付金額(一般・退職計)

年 度	納付金額(一般・退職計)	前年比
平成30年度	23億5,247万1,136円	—
令和元年度	20億9,757万8,409円	▲ 2億5,489万2,727円 (▲10.84%)
令和2年度	17億8,727万9,446円	▲ 3億1,029万8,963円 (▲14.79%)
令和3年度	16億9,539万6,195円	▲ 9,188万3,251円 (▲ 5.14%)
令和4年度	17億9,715万8,241円	+ 1億0,176万2,046円 (+ 6.00%)
令和5年度	19億8,851万4,056円	+ 1億9,135万5,815円 (+10.65%)
令和6年度(仮算定)	19億6,225万6,865円	▲ 2,625万7,191円 (▲ 1.32%)
令和6年度(本算定)	19億5,330万303円	▲ 3,521万3,753円 (▲ 1.77%)

? 国民健康保険事業費納付金

- ・ 市町村の保険給付費の支払いの財源に充てるため、市町村が県に納めるもの
- ・ 茨城県では、県の所得水準と市町村ごとの医療費水準を考慮し、納付金を算定

議 事

③ 税率改正案の考え方と税率改正案および基金残高（前回同様）

- ・ 令和6年度の当初予算における収支不足額（**約3億5千万円**）を保険税で賄った場合として、シミュレーション
- ・ 不足額の割り振りは、令和5年度の合計調定額に「医療・支援・介護」それぞれの占める割合を基に算出
- ・ 調定額増による不足額すべてを税負担のみで賄うと大幅な増額が見込まれるため、「基金繰入」を加味
- ・ 改正税率の応能・応益割は、現行税率と同じ比率の「**55：45**」で仮税率案（A・B）を設定
- ※ 制度の長期にわたる**安定運営を図る「案A」と、被保険者負担を考慮する「案B」と**している
- ・ 収支不足等の国保財政運営の適正化を図るとともに、県の「保険料水準の統一」の意思決定過程を注視する期間として、改正税率は令和6年度から8年度までを一区切りとし、適宜協議・検討を行うものとする

■ 現行税率と改正税率案A・B

	現行税率		案A（基金繰入5,000万円想定）		案B（基金繰入1億万円想定）	
	所得割（%）	均等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	所得割（%）	均等割（円）
医療	5.48	26,200	6.60（+1.12）	32,400（+ 6,200）	6.30（+0.82）	31,500（+5,300）
支援	2.54	12,200	3.10（+0.56）	14,700（+ 2,500）	3.00（+0.46）	14,100（+1,900）
介護	2.07	13,100	2.60（+0.53）	14,700（+ 1,600）	2.50（+0.43）	14,100（+1,000）
合計	10.09	51,500	12.30（+2.21）	61,800（+10,300）	11.80（+1.71）	59,700（+8,200）

■ 基金繰入額と残高

- ・ 令和4年度末基金残高の約6億円（5億9,268万5,774円）から令和5年度予算において、約2億5千万円を取崩予定
- ・ 令和5年度末基金残高は約3億5千万円となる見込みで、各改正案での基金取崩による残高は、下表のとおり

	取崩額	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
改正案A	▲5,000万円	3億円	2億5,000万円	2億円
改正案B	▲1億円	2億5,000万円	1億5,000万円	5,000万円

議 事

④ モデルケース

■ 40歳代夫婦、子ども1人の3人世帯（介護あり）

I 世帯所得 430,000円（給与収入約 980,000円・7割軽減）

	現行	案A	差	案B	差
課税額（円）	42,420	51,210	+8,790	49,500	+7,080
所得のうち保険税が占める割合（％）	9.87	11.91	+2.04	11.51	+1.64
収入のうち保険税が占める割合（％）	4.33	5.23	+0.90	5.05	+0.72

II 世帯所得 1,108,000円（給与収入約 1,680,000円・5割軽減）

	現行	案A	差	案B	差
課税額（円）	139,110	168,744	+29,634	162,504	+23,394
所得のうち保険税が占める割合（％）	12.56	15.23	+2.67	14.67	+2.11
収入のうち保険税が占める割合（％）	8.28	10.04	+1.76	9.67	+1.39

III 世帯所得 1,500,000円（給与収入約 2,257,000円・2割軽減）

	現行	案A	差	案B	差
課税額（円）	221,083	268,170	+47,087	258,260	+37,177
所得のうち保険税が占める割合（％）	14.74	17.88	+3.14	17.22	+2.48
収入のうち保険税が占める割合（％）	9.80	11.88	+2.08	11.44	+1.64

IV 世帯所得 3,560,000円（給与収入約 5,000,000円・軽減なし）

	現行	案A	差	案B	差
課税額（円）	457,217	555,690	+98,473	534,340	+77,123
所得のうち保険税が占める割合（％）	12.84	15.61	+2.77	15.01	+2.17
収入のうち保険税が占める割合（％）	9.14	11.11	+1.97	10.69	+1.55

■ 70歳代夫婦の2人世帯（介護なし）

I 世帯所得 430,000円（年金収入約 1,530,000円・7割軽減）

現行	案A	差	案B	差
23,040	28,260	+5,220	27,360	+4,320
5.36	6.57	+1.21	6.36	+1.00
1.51	1.85	+0.34	1.79	+0.28

II 世帯所得 1,100,000円（年金収入約 2,200,000円・5割軽減）

現行	案A	差	案B	差
106,003	129,510	+23,507	124,660	+18,657
9.64	11.77	+2.13	11.33	+1.69
4.82	5.89	+1.07	5.67	+0.85

III 世帯所得 1,600,000円（年金収入約 2,700,000円・2割軽減）

現行	案A	差	案B	差
179,493	219,270	+39,777	211,020	+31,527
11.22	13.70	+2.48	13.19	+1.97
6.65	8.12	+1.47	7.82	+1.17

IV 世帯所得 2,100,000円（年金収入約 3,200,000円・軽減なし）

現行	案A	差	案B	差
245,303	299,610	+54,307	288,260	+42,957
11.68	14.27	+2.59	13.73	+2.05
7.67	9.36	+1.69	9.01	+1.34

議 事

⑤ 税率改正に伴う国民健康保険税条例の改正

- ・ 今回の協議において、決定した内容を令和6年度の賦課に反映させるため、所要の改正を行うもの
- ・ 改正内容については、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分、それぞれの税率・均等割額を改正するもの

※ 令和6年3月定例会に上程予定

添付資料

別紙「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の新旧対照表（案）

※ 本協議会の了承を得る前のため、改正税率・均等割額については、空欄の表示となります

そ の 他

（1）次回運営協議会予定

開催月	議事・報告内容
令和6年3月	【議事】 龍ヶ崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画について

❗ 開催月及び議事・報告内容は変更する可能性があります。

別紙

「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の新旧対照表（案）

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年2月 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等		別表第1（第4条関係） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等	
税率等		税率等	
所得割	100分の	所得割	100分の5.48
被保険者均等割	被保険者1人について 円	被保険者均等割	被保険者1人について 26,200円
別表第2（第6条関係） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等		別表第2（第6条関係） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等	
税率等		税率等	
所得割	100分の	所得割	100分の2.54
被保険者均等割	被保険者1人について 円	被保険者均等割	被保険者1人について 12,200円
別表第3（第8条関係） 介護納付金課税被保険者に係る税率等		別表第3（第8条関係） 介護納付金課税被保険者に係る税率等	
税率等		税率等	
所得割	100分の	所得割	100分の2.07
被保険者均等割	被保険者1人について 円	被保険者均等割	被保険者1人について 13,100円

「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の新旧対照表（案）

別表第4（第20条関係） 基礎課税額の減額			別表第4（第20条関係） 基礎課税額の減額		
減額			減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,340円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,100円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,240円</u>
別表第5（第20条関係） 後期高齢者支援金等課税額の減額			別表第5（第20条関係） 後期高齢者支援金等課税額の減額		
減額			減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,540円</u>
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,100円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,440円</u>
別表第6（第20条関係） 介護納付金課税額の減額			別表第6（第20条関係） 介護納付金課税額の減額		
減額			減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,170円</u>

別紙

「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の新旧対照表（案）

第20条第1項第2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,550円</u>
第20条第1項第3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について _____ 円	第20条第1項第3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,620円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。